

データ活用型サービス創出支援助成金交付要綱

(通則)

第1条 公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が交付するデータ活用型サービス創出支援助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程（以下「助成金交付規程」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金交付の目的)

第2条 財団は、県内のIT事業者が、自社等が保有するデータを基に、AI等の高度な技術を活用し、売上増加・利益率向上等を促進する新たなサービス・製品を創出することを目的として、当該サービス・製品の開発に係るデータの収集・分析、要素技術の開発、システム開発、現地実証、販路開拓にかかる経費のうち代表理事理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「県内の」とは、島根県内に本社、支社及び主たる事業所を有することをいう。
- (2)「IT事業者」とは、受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェアなどの作成、アプリケーションサービス、情報の処理・提供などを行う事業者をいう。
- (3)「サービス事業者」とは、サービスの提供主体となる事業者であり、日本標準産業分類などによる区分とは必ずしも一致しない。

(助成金の交付対象事業者)

第4条 次の(1)か(2)のいずれかを満たす者を助成金の交付対象事業者（以下、「助成対象事業者」という。）とする。

- (1)県内のIT事業者
- (2)県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等。

(助成金の交付申請者の要件)

第5条 助成金の交付申請者は、前条のほか次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県において県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 当該事業申請日、又は助成金交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。

(助成事業の要件)

第6条 次の(1)から(3)の要件をすべて満たすサービス・製品の開発を助成事業とする。ただし、他の助成金等の交付を受ける事業は対象としない。

- (1) 自社等のデータを活用して創出するサービス・製品であること。
- (2) AI等の高度な技術を活用し、有償で提供する製品・サービスであり、助成事業期間中に事業化を計画するものであること。
- (3) 財団の技術支援を受けて高度な情報通信技術を活用して創出するサービス・製品であること。

(助成対象経費及び金額)

第7条 助成金対象経費及び助成率、助成期間、助成限度額は、次の表のとおりとする。

助成対象経費	<p>1 第6条に規定する事業の経費のうち以下に掲げるもの</p> <p>【開発経費】</p> <p>(1) 人件費(本事業に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る)</p> <p>(2) 旅費(本事業に直接関与する者に対するものに限る)</p> <p>(3) 事業に要する開発及び実地検証に必要な機器の購入、試作、改良、据付及び借用に係る費用</p> <p>(4) 外部委託費 ※外部委託費については助成対象経費【開発経費】の1/2以上とすることができない。</p> <p>(5) 専門家謝金</p> <p>(6) 産学連携費</p> <p>(7) その他代表理事理事長が特に必要と認める経費</p> <p>【販路開拓経費】</p> <p>(1) マーケティング調査費</p> <p>ア) 展示会等事業費 会場(小間)の借上げ、装飾・運営への支払いに要する経費</p> <p>イ) マーケティング調査費 ユーザーニーズ調査等に要する経費</p> <p>ウ) 広報費 ホームページ、パンフレット等の作成費</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 専門家謝金 指導・助言等を受けるために招聘した専門家に謝礼として支払いに要する経費</p>
助成率	交付の対象である経費の2分の1以内
助成期間	初年度交付決定日から最大2年間 ※複数年事業で取組む場合は1年毎に審査を行う
助成限度額	500万円(単年度当たり)

2 前項の規定により、交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた額とする。

3 助成対象事業者は、取得価格において消費税込みで30万円以上のものは資産とし、当該資産は、その法定耐用年数による減価償却費の助成対象事業の実施期間相当額を助成金の交付の対象となる経費として計上できる。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 助成事業の実施期間が1年を超える場合は、助成事業の実施期間を最大1年で区切り、その都度、前項の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第9条 代表理事理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をしなければならない。

2 代表理事理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項について修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 代表理事理事長は、第1項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金交付決定通知書(様式第2号)により交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付の申請をした者は、前条第3項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から起算して7日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとするときは、助成金交付申請取下げ届出書(様式第3号)を代表理事理事長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成事業の変更等の承認申請)

第11条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ助成金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を代表理事理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減の場合を除く。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 助成目的に変更をもたらすものではなく、かつ、助成目的をより効率的に達成するために必要と認められる変更

イ 助成目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更

(3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

(4) 助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 代表理事理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 代表理事理事長は、第1項の承認をしたときは、速やかにその承認の内容及びこれに付した条件

を助成金交付決定変更承認通知書（様式第5号）により当該助成事業者へ通知しなければならない。

（遂行状況の報告及び調査）

第12条 助成事業者は、財団から助成事業の遂行状況等についての報告の指示があった場合は、指定する期日までに当該助成事業の遂行状況を助成金遂行状況報告書（様式第6号）により、代表理事理事長に報告しなければならない。

2 代表理事理事長は、助成事業の遂行状況等について必要に応じて、助成事業者に対して調査を行うことができる。

（実績報告）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき若しくは助成事業を廃止したときは、当該助成事業完了日（廃止にあつては第11条第1項による承認を得た日）から起算して15日以内に助成金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて代表理事理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第14条 代表理事理事長は、前条の実績報告書の提出があつた場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第8号）により助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の支払）

第15条 助成金の支払は精算払とする。ただし、代表理事理事長が必要と認めた場合は、概算払ができるものとする。

2 助成事業者は、助成金の概算払又は精算払を受けようとするときは、助成金精算（概算）払請求書（様式第9号）を代表理事理事長に提出しなければならない。

（助成金交付の条件）

第16条 代表理事理事長は、助成事業者に対し、助成金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成事業者は、助成事業が完了した後も助成事業により取得し又は効用の増加した財産を善良管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図ること。

(2) 代表理事理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

(3) 助成事業者は、助成事業の実施結果の事業化に努めるとともに、助成事業終了後5年間、代表理事理事長が別に定める日までに事業化の状況を助成金事業化状況報告書（様式第10号）により代表理事理事長に報告すること。

(4) 前号の規定により提出された報告書において、助成事業者は下記のアイウ全ての要件を満たした場合は、エにより算出された額を財団に納付すること。

ア 本事業により直接的な収益が発生している場合

イ サービス・製品の売上額（既存サービス・製品等の改良の場合は売上の増加額）が、年3千万円以上となった場合

- ウ 当該年度の企業全体の決算において、営業利益及び経常利益が黒字の場合
- エ 各年度の納付額は、サービス・製品の売上額の1%又は助成額の5分の1のいずれか低い額とし、累計の納付額は助成額を超えないものとする。

(交付の決定の取消等)

第17条 代表理事理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
 - (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- 2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用がある。

(助成金の返還)

第18条 代表理事理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限に助成事業者は返還するものとする。

- 2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から返還金納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するものとする。

- 2 助成事業者は、財団が指定する納付期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を財団に納付するものとする。
- 3 代表理事理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を徴収しないものとする。

(財産処分の制限)

第20条 助成事業者は、取得財産等のうち助成金交付規程第13条に定める財産（以下「処分制限財産」という。）を代表理事理事長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に定める財産の処分を制限する期間は、助成期間とする。
- 3 助成事業者は、やむを得ない事由により処分制限財産を前項に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ助成金取得財産等処分承認申請書（様式第11号）を代表理事理事長へ提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 第15条第2号の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（書類の保管）

第21条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該助成事業の完了した日の属する会計年度から5年度の間保管しなければならない。

附 則 この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

2 この要綱による改正後のデータ活用型サービス創出支援助成金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日より前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。